

## 大阪大学箕面キャンパスの移転について

平成27年(2015年)6月17日(水)

大阪大学と箕面市は、大阪大学の教育研究の発展及び学習環境の向上と、箕面市の活気あるまちづくりを実現するため、大阪大学箕面キャンパス（箕面市粟生間谷東地区）を北大阪急行線延伸に伴い整備される「(仮称)箕面船場駅」東隣（土地区画整理事業予定地内）に移転することについて、本日覚書を交換しました。

また、大阪大学箕面キャンパス移転後の跡地については、箕面市が保有し、大阪大学と連携しつつ、スポーツ施設の整備など有効活用を検討します。

今後、さらなる具体案の検討を進め、平成28年4月の合意書締結をめざします。

### 1. キャンパス移転による効果

新駅周辺へのキャンパス移転により、大阪大学と箕面市が共に飛躍・発展する起爆剤となります。

#### (1) 大阪大学の効果

◇大学のグローバル化を推進するための活動拠点となります。

◇周辺の箕面市の施設とも連携し、社会に開かれた大学として、社会・地域貢献機能の強化を行います。

#### (2) 箕面船場のまちづくりへの効果

◇学術研究という“文化”そのものがまちの魅力となると同時に、新キャンパス周辺に大学発ベンチャー企業を集積するなど、新たな可能性が広がります。

◇閉じられたキャンパス内ではなく、街なかで常に数百～数千人の学生・教員が活動することで、商業や市民活動の大きな活力となります。



## 2. 新キャンパスのポテンシャルと現キャンパスの跡地活用

### (1) 大阪大学箕面新キャンパスのポテンシャル

- ◇大阪大学は世界トップ10をめざしており、箕面キャンパスの移転は、「世界適塾構想」の柱となるプロジェクトとなります。
- ◇箕面新キャンパスは、大阪大学の全てのキャンパスをT字に結ぶ結節点となり、有機的なキャンパス間連携を実現します。
- ◇大阪大学初めての都市型キャンパスとして、駅前の地域に溶け込んだ新しい魅力あるキャンパスになります。

### (2) 現キャンパスの跡地活用

- ◇現キャンパス移転後の跡地については、市が保有し、大阪大学と連携しつつ、スポーツ施設（総合運動場等）の整備を含め、有効な活用を検討します。



### 【参考1】 大阪大学および箕面市の紹介

大阪大学（総長：平野俊夫）

「物事の本質を見極める」高いレベルの学問を追究し、グローバル社会で活躍できる人材を輩出する「学問の府」となることを念頭に置き、「世界適塾構想」を掲げて2031年の創立100周年には世界トップ10の研究型総合大学へと進化することを目指しています。



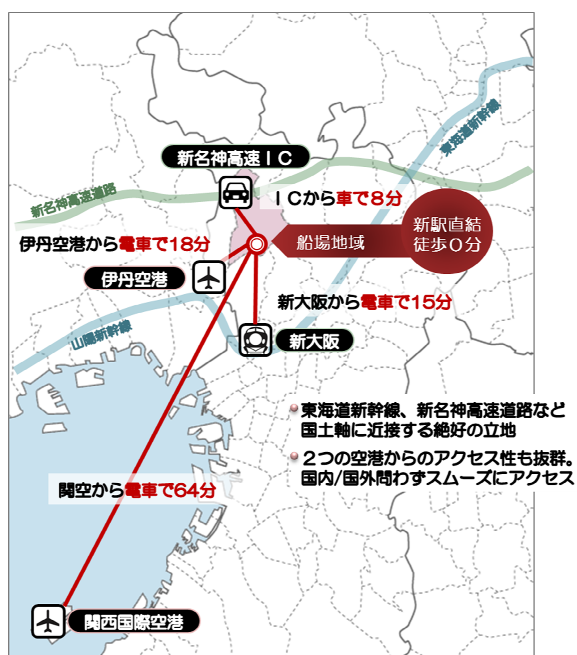
箕面市（市長：倉田哲郎）

箕面市は、「子育てしやすさ日本一」を標榜し、教育分野の施策に注力するとともに、市の悲願であった大阪都心にダイレクトアクセスが可能となる北大阪急行線延伸の実現により、都市の魅力を高め、住み心地の良さを実感できるまちを目指しています。



## 【参考2】 北大阪急行線延伸による箕面船場地域のポテンシャル

北大阪急行線延伸プロジェクトでは、大阪の大動脈である地下鉄御堂筋線・北大阪急行線（現在は千里中央まで）を北に向かって2.5km延伸します。



延伸により箕面船場地域は、抜群のアクセス性により高いポテンシャルを実現します。

- 新大阪から電車で15分
- 伊丹空港から電車で18分
- 関西国際空港から電車で64分
- 平成28年度開通予定の新名神高速道路 ICからも車で8分

問い合わせ先  
大阪大学  
施設部企画課  
TEL 06-6879-7117

箕面市  
地域創造部北急まちづくり推進室  
TEL 072-724-6744

## 大阪大学箕面キャンパスの移転に係る覚書

国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と箕面市（以下「乙」という。）は、大阪大学箕面キャンパスの移転（以下、「キャンパス移転」という。）に関し、以下のとおり覚書を交換する。

- 1 キャンパス移転は、箕面市粟生間谷東地区（以下「現キャンパス」という。）から、箕面市船場東地区（以下「新キャンパス」という。）へ行うものとする。
- 2 甲と乙は、甲の教育研究の発展及び学習環境の向上並びに乙の未来に向けての活気あるまちづくりに寄与するため、キャンパス移転を推進するものとする。
- 3 甲と乙は、現キャンパスの土地建物を財源として活用する整備手法の検討を進め、新キャンパスの整備に向けて、連携・協力して取り組むものとする。
- 4 甲と乙は、新キャンパスの整備と現キャンパス跡地の有効活用について相互協力を図るとともに、さらなる緊密な連携を深め、地域の持続的な発展及び社会に役立つ多様な人材の育成・輩出を目指す。
- 5 甲と乙は、今後、さらなる具体案の検討・協議を進め、平成28年4月を目途に、合意書を締結するものとする。
- 6 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月17日

甲 吹田市山田丘1-1  
国立大学法人大阪大学  
総長 平野俊夫

乙 箕面市西小路4-6-1  
箕面市  
市長 倉田哲郎